

# 2015年6月1日から道路交通法が変わりました！

最近、自転車利用者による道路交通法違反や自転車事故が増えています。違反や事故を減らすために道路交通法が厳しくなりました。よく規則を理解して、安全に自転車を利用してください。

3年以内に2回以上、  
交通法違反または交通事故を繰り返した場合



3カ月以内の指定された期間内に5,700円の受講手数料を支払い、自転車運転者講習を3時間受講しなければならない。

受講命令に従わなかった場合は

**¥50,000**

以下の罰金です。

受講するまで、自転車の運転はできません。

## 重要！！

ママチャリ、ロード用スポーツ自転車を含む全ての自転車は車道を走らなければなりません。歩道および路側帯では常に歩行者が最優先です。やむを得ない事情で、歩行者のわきを運転する場合は、スピードを落としてゆっくり走ること、歩行者と接触しないよう距離を置くこと、必ず一時停止することを守ってください。

# 道路交通法違反

1. 信号  
無視

2. 通行禁止違反



3. 歩行者用道路での車両の徐行違反(スピード違反)

4. 通行区分違反

5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

6. 遮断踏切  
立ち入り



7. 交差点安全進行義務違反等

8. 交差点優先車妨害等

9. 環状交差点安全進行義務違反等

10. 指定場所一時  
不停止等



11. 歩道通行時の通行方法違反



12. ブレーキ  
不良自転車  
運転

13. 酒酔い  
運転

歩行者用道路：

ガードレールや段差等により、車道と歩行者用道路が物理的に分離されている。

VS

路側帯：

車道と歩行者用道路の間に段差、仕切りはなく、白線等の印により、分離されている。



歩道・路側帯では常に歩行者が最優先!!!

14. 安全運転義務違反

安全運転義務の例：

- 常に車と同じように、道路の左側を運転し、車道の左車線を走る。
- 片手運転をしない（傘、携帯電話、大きな荷物等を片方の手に持ちながら自転車を運転しない）。
- 見通しの悪い交差点、曲がり角では、特に注意をする。
- 自転車運転時にイヤフォン等で耳をふさがない。